

平成26年2月

区有財産の売却の案内

文京区は、平成25年度第2回文京区区有財産売却に関する一般競争入札において、落札されなかった下記の物件について、先着順にて売却します。買受けを希望される方は、本書、物件説明書及び売買契約書（案）をよくお読みになり、現地の状況及び契約の条件を承知の上、申込みを行ってください。

1 注意事項

- (1) 募集期間は、定めていませんが、予告なく募集を締切ることがあります。
- (2) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。本書又は売買契約書（案）の記載内容と現況が異なる場合は、現況が優先します。また、現地の諸規制についても、物件説明書を参考として、最新の状況やその他の規制等は、必ずご自身で十分な調査、確認等を行ってください。
- (3) 買受者名、契約額、契約内容等の区有財産売却に関する情報は、行政情報として、公表の対象となりますのであらかじめご了承ください。

2 物件概要

旧岩井学園教職員住宅及びグラウンド

土地	地番	千葉県南房総市高崎字向川 1328 番 2 外 1 筆	最低売却価格 30,320,000 円
	地目	宅地	
	地積	(実測)計 3,346.21 m ²	
建物	所在地	千葉県南房総市高崎字向川 1328 番 2	
	構造	鉄筋コンクリート造	
	床面積	266.22 m ²	

※対象物件の詳細は、「物件説明書」及び現地を確認してください。

※対象物件には、土地及び建物の他、これらに附属する工作物、備品等一式が含まれます。

※対象物件には、岩井学園の園舎及びその敷地(千葉県南房総市高崎字向川 1328 番 1、同 1328 番 3、同市久枝字新宿 496 番 6) は含まれません。

※対象物件は、現状有姿での引渡しとなります。建物の設備、工作物、備品等の稼働保障はしません。

※対象物件の建物、附属設備、工作物及び備品等は、経済的価値のないものとして評価し、当該建物等の取壊し撤去費用相当額を控除して最低売却価格を算定しています。よって、対象物件の契約金額においても、当該建物等の対価は含まれていないものとみなします。

3 買受資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り買受けを申込みことができます。

- (1) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年文総契第306号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている若しくは過去に受けたことのある団体、その役職員又は構成員でないこと。
- (3) (1)又は(2)に該当する者から委託を受けた者でないこと。

4 申込方法

(1) 申込み

ア 申込方法

買受けを希望する方は、「オ 申込書類」に記載された書類を受付場所へ直接持参してください。郵送による申込みはできません。

イ 受付期間

土曜日、日曜日及び祝日を除いた日

ウ 受付時間

午前9時から12時まで／午後1時から5時まで

エ 受付場所

東京都文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター 15階
総務部 契約管財課 管財係

オ 申込書類

買受者の法人・個人の区分に応じて次表に記載する申込書類を提出してください。提出された書類は、返却しません。

○印：必要な書類 △印：条件によって必要な書類 -印：不要書類

申 込 書 類	法人	個人	備 考
区有財産買受申込書	○	○	様式第1号
誓約書	○	○	様式第2号
印鑑証明書	○	○	※1、※2
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	-	※1
商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	-	△	※1、※3
身分証明書（破産者等でないことの証明）	-	△	※1、※3
登記されていないことの証明書	-	△	※1、※3
委任状	△	△	※4 様式第3号

- ※1 発行から3か月以内の原本とします。
- ※2 代理人が申し込む場合でも、買受者本人の印鑑証明書を提出してください。
- ※3 個人の場合で、商号を登記している方は、商号登記簿謄本を提出してください。
商号を登記していない方は、身分証明書（発行機関：本籍地の区市町村）及び登記されていないことの証明書（発行機関：法務局）を提出してください。
- ※4 代理人が申し込む場合は、委任状が必要となります。ここでいう代理人とは、買受者本人から委任を受けて買受け及びこれに付帯する一切の権限を自己の名と責任において行う者をいいます。単に申込書類の提出や契約書の受け渡しをする担当者とは異なります。

5 契約の締結

- (1) 買受者と文京区は、文京区が作成した「売買契約書（案）」により売買契約を締結します。
- (2) この売買契約は、文京区が買受者と共に売買契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) この売買契約の締結に要する費用は、買受者の負担とします。

6 契約保証金

買受者は、売買契約の締結と同時に、契約保証金を納付してください。売買契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

なお、契約保証金には、その受入期間について利息を付けません。

- (1) 契約保証金の額
契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する額
- (2) 納付方法
文京区の発行する納入通知書により納めてください。
- (3) その他
買受者の責めに帰すべき事由により、売買契約が解除されたときは、買受者の納付した契約保証金は文京区に帰属します。

7 売買代金の支払

- (1) 契約保証金を納付した場合
売買契約の締結と同時に契約保証金を納付した買受者は、売買代金のうち、契約保証金を除いた額を、指定した日までに文京区の発行する納入通知書により支払ってください。
- (2) 売買契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合
売買契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う買受者は、指定した日までに文京区の発行する納入通知書により支払ってください。

8 所有権の移転

(1) 所有権移転の時期

対象物件の所有権は、買受者が売買代金の支払を完了したときに移転します。

(2) 所有権移転の登記

所有権移転の登記は、文京区が行います。買受者は、所有権移転後、所有権移転登記請求書を提出してください。登録免許税は、買受者の負担となります。

なお、対象物件の建物は、表示に関する登記がありません。文京区は、表示に関する登記がない建物について、表示および所有権保存の登記を行いません。

(3) 対象物件の引渡し

対象物件の所有権の移転があったときに、対象物件の現状有姿の引渡しがあったものとし、現地での引渡しを行いません。

9 担当

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター 15階

総務部 契約管財課 管財係

直通電話 03(5803)1149 FAX 03(5803)1336

ホームページ http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_keiyakukanzai.html

(文京区ホームページ>組織・部署から探す>契約管財課)